

京都市告示第 198 号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための医療及び施術を担当する機関を、生活保護法第 51 条第 2 項（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により指定を取り消しました。

平成 22 年 8 月 18 日

京都市長 門川大作

施術者取消し

施 術 者	施術所の 名 称	所 在 地	取消年月日
栗田 祥吾	栗田接骨院・鍼灸院	北区小山西大野町 80 番地	平成 22 年 7 月 8 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)